

安平町土壌診断推進事業のご案内

【実施期間：H25 年度～】

R6 年度予算要求額 1,575 千円

土壌診断事業を推進することにより、バランスのとれた土づくりと農作物の安定生産を図り、元気あふれる農業環境の整備を目指します。

1. 土壌診断事業の推進【該当予算 525 千円】

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する農業者、農業生産法人など
- 対象経費 J A とまこまい広域土壌診断センターで実施した土壌診断費用
- 補助率 土壌診断費用 1 点当たりに対し 2 分の 1 以内

事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

2. 土壌診断推進体制の確立【該当予算 1,050 千円】

支援の内容

- 対象者 J A とまこまい広域
- 対象経費 J A とまこまい広域土壌診断センターで実施した土壌診断費用
- 算出方法 市町負担@1,500 円×安平町民利用実績点数

【問い合わせ先】

J A とまこまい広域営農部 ☎27-2246

J A とまこまい広域早来支所 ☎22-2525

J A とまこまい広域追分支所 ☎25-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



廃プラの適正処理で、農業環境を守り、快適な農村づくり！

農業用廃プラスチック適正処理事業

R6 年度予算要求額 290 千円

1 農業用プラスチックとは？

製品原料として塩化ビニールやポリエチレン等のプラスチックをしようしている農業用資材のこと。

〔具体的には〕

園芸用ハウス等の被覆資材、マルチフィルム、水稻用育苗箱、肥料袋、ロールラップサイレージ用フィルム、農薬容器など

2 助成の内容

- 農業用廃プラスチックの適正処理量 1 kg に対する助成。

J A（協議会）から 2 円、町から 2 円の助成がされます。

3 交付対象者

- 町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業法人

4 実施主体（マニフェストを交付します。）

農業用廃プラスチック適正処理協議会（早来地区・追分地区）

【事務局：JA とまこまい広域各支所内】

5 マニフェスト制度について（参考）

- 本制度は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、返送等を通じて、産業廃棄物の排出事業者が最終的に処理されるまで産業廃棄物を管理する仕組みです。



【問い合わせ先】

J A とまこまい広域早来支所営農課 ☎22-2525
J A とまこまい広域追分支所営農課 ☎25-2525
安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

飼養衛生管理基準に係る定期報告について

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年2月1日時点の飼養頭羽数及び飼養管理基準の遵守状況等を都道府県知事に報告するよう義務付けられております。

定期報告により、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動の対応」を行うことができます。

飼養衛生管理基準の趣旨

- ① 農家の防疫意識の向上
- ② 消毒等を徹底するエリアの設定
- ③ 毎日の健康観察と異状確認時における早期通報等の再確認
- ④ 埋却地の確保
- ⑤ 大規模農場に関する追加措置

※飼養衛生管理基準の遵守について

飼養衛生管理基準の遵守状況は、手当金の交付額を決定する際にも減額要因として考慮されます。発生農家における日頃の飼養衛生管理状況が飼養衛生管理基準から大きく逸脱していないか、さらに、適切に早期通報がなされたかどうかといった点を精査し、標準的な飼養衛生管理水準と比べて大きく劣っている場合は、減額される又は交付されない恐れがあります。

【問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|----------|
| J A とまこまい広域畜産部 | ☎22-2722 |
| J A とまこまい広域早来支所 | ☎22-2525 |
| J A とまこまい広域追分支所 | ☎25-2525 |
| 安平町産業振興課農政・畜産グループ | ☎22-2515 |



安平町デントコーン作付連携事業のご案内

【実施期間：R4～6年度】

R6年度予算要求額 4,104千円

酪農家と耕種農家が連携してデントコーンの作付けを行い、乳脂肪の向上及び輪作体系の確立を図り、地域内での循環型農業に挑戦する取組に対して支援します。

1. 交付対象者

① 町内に住所を置く酪農家

2. 交付要件

① 自家用サイレージとなるデントコーンの栽培作業全般（収穫は含まない。）を町内の耕種農家に委託していること。

3. 交付単価

10アール当たり 8,000円以内

4. 事業実施主体

酪農振興協議会、農業協同組合など

5. 事業実施期間

令和4年度から令和6年度まで（3年間）

【問い合わせ先】

J Aとまこまい広域畜産部 ☎22-2525

J Aとまこまい広域各支所 ☎各局-2525

安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



■ 酪農家が耕種農家に支払う10アール当たり委託料金（案）【参考】

現物収量	基本料金	堆肥を提供した場合		助成額 (交付額)
		運搬のみ	プラス散布	
6,500 kg以上	39,000円	▲ 2,000円	▲ 5,000円	▲ 8,000円以内
6,000 kg以上	36,000円			
5,500 kg以上	33,000円			
5,000 kg以上	30,000円			
4,500 kg以上	28,000円			

※ 生育期間85日タイプは、主に小麦前作を想定したものです。

※ 上記委託料には、収穫作業は含まれておりません。

安平町酪農・畜産特別対策事業のご案内

R6年度予算額 920 千円

生乳生産の減産傾向及び飼料価格の高止まり等を受け、酪農家の経営安定を図るため、良質粗飼料確保の取組みを支援します。

1. 草地更新 [該当予算額 920 千円]

補助の内容

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ○対象者 | 町内に住所を有する畜産（酪農・肉牛）農家 |
| ○対象経費 | 草地更新に必要な購入種子を標準量で播種するために要した経費 |
| ○交付率 | 事業費の20%以内（ただし、消費税は除く。） |
| 事業実施主体 | とまこまい広域農業協同組合 |

【問い合わせ先】

- | | |
|-------------------|----------|
| J A とまこまい広域畜産部 | ☎22-2722 |
| J A とまこまい広域早来支所 | ☎22-2525 |
| J A とまこまい広域追分支所 | ☎25-2525 |
| 安平町産業振興課農政・畜産グループ | ☎22-2515 |



ゲノミック評価による和牛改良事業のご案内

R6年度予算額 600千円

町内の和牛飼養農家のほとんどは素牛販売による経営形態であることから、市場購買者からの産肉成績を収集するのは困難であった。

乳牛の改良に活用されているゲノミック（遺伝子情報）の解析によって、本牛の能力を瞬時に判明することが可能となる。

これらのことから、和牛繁殖農家の後継牛を選抜するうえで有効な判断材料となり、黒毛和種繁殖牛群の更なる高位平準化並びに素牛市場の有利販売につながる、ゲノミック評価の取組を支援します。

補助の内容

- 対象者 町内に住所を有する和牛繁殖農家
- 対象経費 遺伝子検査に要する経費
- 交付額 1頭あたり1/2助成
(行政1/4・農協1/4)
- 事業実施主体 とまこまい広域農業協同組合

【問い合わせ先】

- J A とまこまい広域畜産部 ☎22-2722
- J A とまこまい広域早来支所 ☎22-2525
- J A とまこまい広域追分支所 ☎25-2525
- 安平町産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515



日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等





資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等





実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

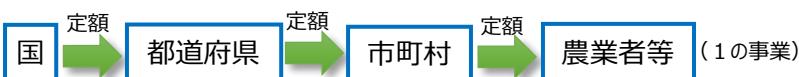
【交付単価】 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

<事業の流れ>



【加算措置】 (円/10a)

		項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

多面的機能支払交付金の手引き

【日本型直接支払制度】

活動組織 編



北海道日本型直接支払推進協議会

令和5年7月

支出に当たっての留意点 ②

- 購入・リース費
 - ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
 - ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。
- 外注費
 - ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
 - ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

R5追加

注意すべき不適切な実施例

【作業委託（外注）等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満】

- ・ 外注等（機械リース、機械の購入、事務委託、作業（工事）委託）の際に見積徴収を実施していない。
- ・ 外注等の際の見積徴収について、3者以上に実施していない。

※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

- その他
 - ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

R5追加

注意すべき不適切な実施例

【本交付金の活動以外又は活動のみに使途の限定が難しいものへの支出】

- ・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることができる場合があります。

3. 財産管理台帳

(1) 財産の取扱いについて

- ・ 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- ・ また、市町村や土地改良区等の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、その財産を、できるだけ速やかに市町村や土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ市町村等と協議し、指示を受けてください。）
- ・ これらを実践かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2) 財産管理台帳の整備

- ・ 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- ・ また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
なお、施設の補修や50万円未満の機械等についても、適切に管理を行う観点から財産管理台帳に記載してください。
- ・ 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1-10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使用される材料などについては台帳で整理する必要はありません。

R5追加

注意すべき不適切な実施例

【財産管理台帳の記載・作成漏れ】

- ・更新等を行った施設（水路・農道等）、取得した機械（草刈機等）や器具（パソコン、プリンター、カメラ等）の財産管理台帳への記載漏れ
- ・活動において管理すべき財産を取得している場合における財産管理台帳の作成漏れ
- ※上記に該当する場合、早急に該当する施設等の財産管理台帳への記載等を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設や購入した機器等については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、69、70ページの財産の耐用年数の例を参考にしてください。

- ※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、農林水産省農村振興局長の承認が必要となります。
（施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、農林水産省農村振興局長への承認申請不要です。）

実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と市町村が行う実施状況の確認の区分

	提出書類		実施状況の確認内容	
	金銭出納簿	活動記録	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○	△	○	○
資源向上支払交付金(共同)	○	○	○	必要に応じて実施
資源向上支払交付金(長寿命化)				活動期間中に1回以上実施

※ 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保安全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、作成は必要。)です。

※ 上記書類以外には、点検記録簿や総会資料、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿(出面表)等について、作成・保管が必要であり、総会議事録等、実施状況報告時に市町村から提出を求められた場合、これらを提出する必要があります。

※ 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)の交付を受け、交付申請時に広域協定の認定書(広域活動組織の設立)又は登記事項証明書(組織のNPO法人化)を提出していない活動組織は、実施状況報告時にこれらを提出する必要があります。

持越金について

R5追加

- 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- また、持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額)などの資料を別途整理しておくことが必要です。

注意すべき不適切な実施例

[領収書等の書類がない支出]

- 自動販売機での購入等、領収書(レシート)を確認出来ない物へ支出している。
- 領収書等が紛失している等により支払いが確認出来ない物へ支出している。
- 購入品の内容が領収書等で確認出来ない物へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

実施状況報告書のがみ文です。別添の報告書を添付して市町村へ提出してください。

△△市長 殿

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会
多面 太郎 @

印省略可

本報告書は、監査及び総会を終えていれば、3月31日以前であっても市町村へ提出ができます。この場合、報告年月日は市町村へ提出する日を記載してください。

令和〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官)

51 畑作等促進整備事業

【令和6年度予算概算決定額 2,200 (2,000) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備

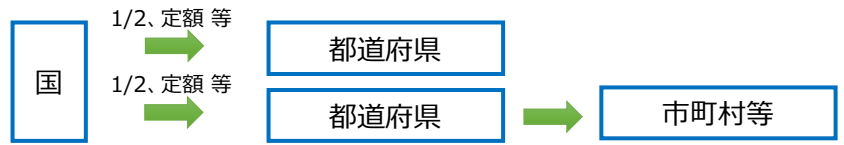


野菜・果樹への転換

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

畑作等促進整備事業 概要説明書

1 目的及び趣旨

国は、畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援し、農業競争力及び食料安全保障の強化を図ることを目的とする。

2 実施要件

- ・総事業費：200万円以上
- ・農業者数：2者以上
- ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること）
- ・工事期間：5年以内

3 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

4 事業内容

(1) 定率助成（平地50%、中山間地域55%等）

対象事業 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道
営農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置

(2) 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）

対象事業 区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、土層改良、
末端畑地かんがい施設、客土、更新整備、畑作転換工

5 受益者負担について

定率助成：総事業費のうち、国費55%、受益者負担45%

定額助成：総事業費に要する費用が、国の助成する金額を超えた部分について
受益者が負担 ※別表1参照

6 その他留意事項

- ・本事業の受益地は水活交付金の交付対象水田から除外される。
- ・現況が畑地で、現在水活交付金の交付対象水田においても事業実施が可能である。（事業後は対象水田から除外）
- ・本事業の実施と併せて水田活用の直接支払交付金の畑地化支援、定着促進支援を受けることが可能である。

7 令和6年度実施予定

実施予定者 3名

農業用排水路 L = 40.0m（定率）

農作業道 L = 110.0m（定率）

暗渠排水 A = 0.98ha（定額）

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類	事業内容等	上限単価
1 ほ場の区画拡大	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
(1) 水路の変更を伴わないもの		
ア 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	25.0万円/10a 【18.0万円/10a】
イ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		23.5万円/10a 【17.0万円/10a】
ウ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	6.0万円/10a 【5.0万円/10a】
エ 畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
オ 緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	10.5万円/10a 【7.0万円/10a】
(2) 水路の変更を伴うもの		
ア 水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合		42.0万円/10a 【29.5万円/10a】
イ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置。	40.0万円/10a 【28.5万円/10a】
ウ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		22.5万円/10a 【16.5万円/10a】
2 暗渠排水	吸水渠(本暗渠管)の感覚が10m以下の暗渠排水の新設	
(1) バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	19.0万円/10a 【13.5万円/10a】
(2) バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	17.0万円/10a 【12.0万円/10a】
(3) トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	12.0万円/10a 【8.5万円/10a】
(4) 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm~60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】
3 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	
(1) 表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	20.5万円/100m 【14.0万円/100m】
(2) 表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm~60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】
4 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
(1) 樹園地の場合		29.0万円/10a 【20.5万円/10a】
(2) 樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
(3) ほ場外からの接続管		6.5万円/10m 【4.5万円/10m】
(4) 給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻	2.0万円/箇所

	(バックホウ)	【1.5万円/箇所】
5	土層改良	農用地における土層の改良
	(1) 反転耕	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における50cm以上の反転耕(バックホウ) 28.0万円/10a 【20.5万円/10a】
	(2) 混層耕	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深60cm以上の混層耕(トラクタ、プラウ) 2.0万円/10a 【1.5万円/10a】
	(3) 堆肥施用	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布(トラクタ、スプレッダ) 2.0万円/10a 【1.5万円/10a】
	(4) 明渠排水	病虫害発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設(バックホウ) 1.5万円/100m 【1.0万円/100m】
	(5) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ) 26.0万円/10a 【17.5万円/10a】
	(6) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ) 23.5万円/10a 【16.0万円/10a】
6	更新整備	更新する必要がある用水路等の整備
	(1) 用水路	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新土工(バックホウ)、用水路工、附帯工(柵据付工、取水ゲート据付工) 12.5万円/10m 【8.5万円/10m】
	(2) 排水路	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設) 22.0万円/10m 【16.0万円/10m】
	(3) 農作業道	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新土工(バックホウ)、路床材投入(バックホウ)、路床工(ブルドーザ、ローラ等)、路盤工(ローラ等)、舗装工(ローラ等) 11.5万円/10m 【8.0万円/10m】
	(4) 排水口	排水口への柵の据付土工(バックホウ)、附帯工(柵据付工) 4.0万円/箇所 【3.0万円/箇所】
	(5) 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるもの限り、必要な単価を定める
7	畑作転換工	
	(1) 額縁明渠工	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設 1.5万円/100m 【1.0万円/100m】
	(2) 酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整 0.5万円/10a 【0.5万円/10a】

- (注) 1 事業内容等に記載している内容は、上限単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。
- 2 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。
- 3 1から5までにあつては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄6にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- 4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり上限単価を減算するものとする。
- (1) 1にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算
- (2) 2にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
- (3) 3にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 5 2に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- 6 2及び3に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(3にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。
- 7 2に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 8 2に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。
- 助成額=A×10/L×上限単価

伐採届出制度について

自分の山なら、自由に伐っても良いと思いがちですが、森林法に該当する山林がありますので、一度確認をお願いします。

1. 趣旨

森林機能の低下や無秩序な開発の抑制など、自己の森林でも伐採を行う場合は事前に届け出ることが法律で義務付けられています（森林法第10条の8）。

2. 届出

- ◇伐採開始日の90日～30日前までに届出が必要です。
- ◇立木買受者が伐採を実施する場合は、森林所有者との連名で届出が必要となります。



3. 注意

- ◇無届の伐採や、届出内容と異なる行為を行った場合には法律により罰せられる場合があります。
- ◇1ヘクタール以上の森林を森林以外の用途（農地等）にする場合は、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）
- ◇森林法の関係法令が改正され、太陽光発電施設設置に伴う森林以外の用途変更については、0.5ヘクタール以下は伐採届で手続き出来ます。それ以上については、北海道知事の許可が必要となります。（林地開発許可制度）

4. 留意事項

◇森林の立木を伐採（皆伐）可能となる樹木の年齢は以下のとおりです。

	樹種	伐採可能な年齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した針葉樹	60
	周辺樹木から飛来する種子によって新たに自生した広葉樹	80
	切り株から新たに自生した広葉樹（注）	25

注：「切り株から新たに自生した広葉樹」とは、薪炭林、ほだ木等の原木生産を目的と

して、天然更新を図る広葉樹をいいます。

【お問合せ先】安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

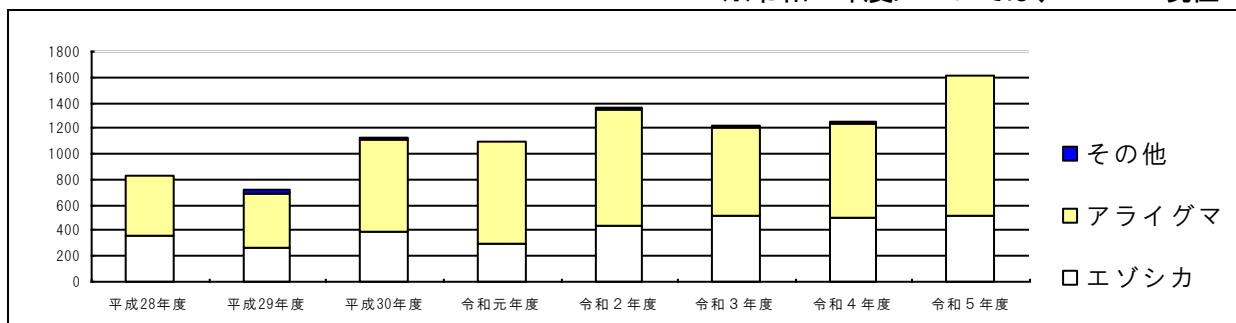
野生鳥獣について

1. 捕獲結果

単位：頭・羽

年度	エゾシカ	アライグマ	ヒグマ	カラス	キツネ
平成28年度	361	461	3	9	3
平成29年度	260	422	0	26	8
平成30年度	397	721	1	3	2
平成31/令和1年度	304	789	2	1	4
令和2年度	408	978	1	0	13
令和3年度	512	695	2	1	9
令和4年度	494	749	1	0	5
令和5年度	516	1093	0	1	10

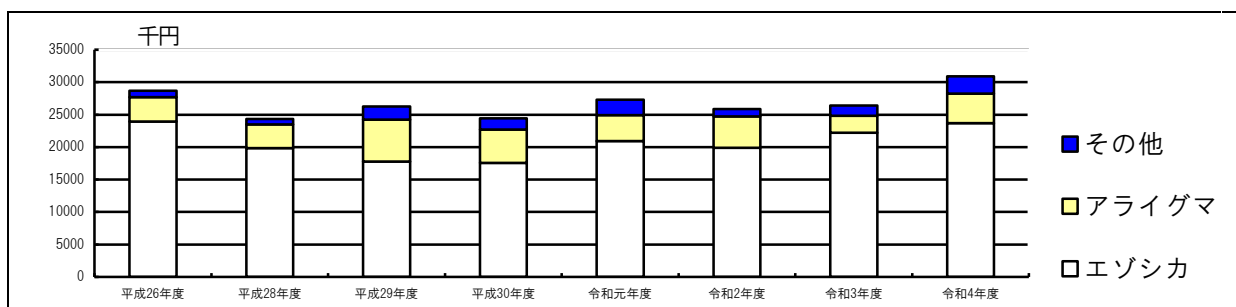
※令和5年度については、R6.1.31現在



2. 農業被害結果 (過去)

単位：千円

年度	被害金額	内 訳		
		エゾシカ	アライグマ	その他
平成27年度	27,608	21,396	3,146	3,066
平成28年度	24,337	19,846	3,651	840
平成29年度	26,254	17,762	6,488	2,004
平成30年度	24,452	17,589	5,123	1,740
平成31/令和1年度	27,286	20,935	3,971	2,380
令和2年度	25,892	19,918	4,835	1,139
令和3年度	26,413	22,238	2,610	1,565
令和4年度	30,891	23,705	4,511	2,675



令和5年度 野生鳥獣による農業被害状況調査

農事組合・集落名等	氏名
-----------	----

加害鳥獣名	被害状況			備考
	被害作物名	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	
エゾシカ				
アライグマ				
その他				

- ※1 上記の鳥獣以外の被害は、その他の欄へ鳥獣名を追加し記入願います。
- ※2 被害金額については、作物の実被害額のほか、被害後の再播種等に要した費用も含めて記入して下さい。
- ※3 農作物以外の被害については、家畜のほかビニールハウスなど施設等に係る被害も記入して下さい。
- ※4 不明な点、質問等ありましたら下記までお問い合わせ願います。

[提出先]

- ① FAX 【FAX 22-3006】
- ② 役場早来庁舎 産業振興課窓口（2階） ③ 役場追分庁舎（ぬくもり）住民サービス課窓口
- ※いずれかの方法で提出願います。【該当がない場合報告不用です。】

◇ 提出期日 令和6年3月22日(金)まで

なお、連絡を頂ければ、回収に伺いますのでよろしくお願い致します。

<p>【問合せ・報告先】 安平町役場 産業振興課 土地改良・林務グループ TEL 22-2515(直通) FAX 22-3006 E-Mail: rinmu@town.abira.lg.jp</p>
--

あっ！！
人間だ！！

あっ！ヒグマだ！！

どこにでもヒグマがいる、それが北海道です。
決して甘く考えず油断しないで！

ヒグマの出没が
多発しています！！



野山はもちろん、市街地、公園、河川敷、緑地帯など、
あなたの身近な場所にもヒグマが潜んでいる可能性があります。

あなたが被害者にならない一番の方法は
ヒグマに遭わないことです！

そのためにも、最低限、私たちができる次のことを確実に実施してください。

＜最重要＞ 市町村や警察などのヒグマ出没情報に注意すること！！

- 一人では野山に入らない（一人で行動しない）
- 野山では音を出しながら歩く（行動する）
- 食べ物やゴミを放置しない
- フンや足跡などヒグマの痕跡を見たら引き返す
- ヒグマが出没しているところでは、早朝や夕暮れ時など、薄暗いときには行動しない
- ヒグマを興奮させるおそれがあるため、ヒグマが出没しているところでは犬の散歩は控える

※人里周辺などで、ヒグマを目撃した時は、安平町役場又は警察にご連絡ください。

安平町役場産業振興課土地改良・林務G
TEL：22-2515（直通）

安平町エゾシカ総合対策事業 【事業概要】

【事業創設の目的】

エゾシカの個体数増加に伴い、農林業等被害が深刻な状況にある中、行政に対して野生鳥獣の被害防止に関する取り組みに関する要請も高まり、被害防止対策の強化を図ることが喫緊の課題となっていることや、当町の地理的条件等によって、猟銃による捕獲箇所が少ない事等の背景もあることから、町が実施主体となって希望する者に対して罠免許の取得費用の負担やくくり罠の購入に伴う補助等を実施し、エゾシカの捕獲頭数増を図ることを目的とします。

■新規狩猟者（罠猟）育成確保促進事業

○補助対象者

- ・町内在住者であり、狩猟免許（罠猟）を新規に取得した方
- ・狩猟免許取得後、北海道猟友会苫小牧支部または町内にある狩猟団体に所属している方
- ・町税などの滞納がない方

○補助内容

- ・狩猟免許申請手数料（新規：5,200円、他の免許保有者：3,900円）
- ・免許申請に必要な医師の診断書料（上限5,000円）

☆年度の事業量・規模等

- ・狩猟免許申請手数料 @5,200円 × 5名 = 26千円
- ・免許申請に必要な医師の診断書料 @5,000円 × 5名 = 25千円

※狩猟免許試験予備講習料⇒安平町鳥獣被害防止対策協議会で費用を負担する予定（5名）

■エゾシカ捕獲器具（くくり罠）導入奨励事業

○補助対象者

- ・町内に在住しており、わな狩猟免許を取得している方
- ・狩猟事故に係る損害賠償能力を有している方
- ・くくり罠により捕獲したエゾシカを、適切に処理できる方
- ・町税などの滞納がない方

○補助対象経費

- ・エゾシカ用くくり罠購入費用（同一年度内に一人につき5基上限）

○補助金の額

- ・補助対象経費（くくり罠1基あたり）の2分の1以内又は、5,000円のいずれか低い金額（100円未満の端数がある場合は切り捨て）

☆年度の事業量・規模等

- ・くくり罠購入費用 @5,000円 × 5基（上限数） × 5人 = 125千円

【お問合せ先】

安平町役場産業振興課土地改良・林務グループ（☎22-2515）

太陽光発電設備設置に係る関係法令手続き等について

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）の設置等については、各種関係法令の手続きが必要となる場合がありますので、太陽光発電設備等の設置を検討している方につきましては、下記の窓口まで一度お問合せ下さい。



【お問合せ先（太陽光発電設置関係）】
安平町役場税務住民課生活環境グループ
(TEL : 2 2 - 2 9 4 0)

《太陽光発電設備設置に係る関係法令（参考）》

No.	項 目	担当部署
1	太陽光発電施設の設置に関する条例	税務住民課 環境生活G
2	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	建設課 施設G
3	都市計画法に基づく開発許可	建設課 施設G
4	普通河川条例に基づく工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	建設課 土木公園G
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	総務課 情報G
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	総務課 情報G
7	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可	総務課 情報G
8	景観法に基づく届出	建設課 施設G

9	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	産業振興課 農政畜産G
10	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会 事務局
11	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	産業振興課 土地改良・林務G
12	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	教育員会事務局 社会教育G
13	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	税務住民課 住民生活G
14	自然公園法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
15	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	該当なし 【該当区域なし】
16	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	産業振興課 土地改良・林務G
17	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	産業振興課 土地改良・林務G
18	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続き	税務住民課 住民生活G
19	その他の法律・条例に係る手続（法例名： ）	税務住民課 住民生活G